

令和 5 年 8 月
農政部技術普及課

1. 野生鳥獣による農作物被害金額等の推移

- 令和 3 年度における野生鳥獣による農業被害金額は 52.4 億円で、前年度に比べ 4.2 億円増加しているなど、未だ農作物被害は高い水準にある状況
- 農作物被害金額では、全体の 8 割がエゾシカによるものであり、国の交付金等を活用し捕獲活動や侵入防止柵の整備など総合的な対策を実施しているが、令和 3 年度は令和 2 年度に比べ 4.2 億円増加

(単位：億円)

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
全国	176.5	171.6	163.9	157.8	158.0	161.1	155.2
前年比	92.3%	97.2%	95.5%	96.3%	100.1%	102.0%	96.3%
北海道 (A)	46.3	44.5	45.7	45.8	44.0	48.2	52.4
前年比	95.3%	96.1%	102.7%	100.2%	96.1%	109.5%	108.7%
うちエゾシカ (B)	40.3	38.5	39.2	38.0	37.3	40.2	44.4
構成比 (B/A)	87.0%	86.5%	85.8%	83.0%	84.8%	83.4%	84.7%

※農林水産省調べ

2. 鳥獣被害防止総合対策交付金の実施状況

- 野生鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成 19 年に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が制定
- 鳥獣被害防止総合対策交付金は、鳥獣被害防止特措法によって市町村が作成した「被害防止計画」に基づき、各地域の被害実態に応じて地域関係者が一体となった被害対策の取組やジビエ利用拡大に向けた取組を支援

・整備事業【事業実施主体：地域協議会、協議会構成員等】

侵入防止柵(再編整備を含む)、ジビエ処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設の整備 など

・推進事業【事業実施主体：地域協議会、協議会の構成員である農林漁業関係団体等】

鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動、捕獲サポート体制の構築、ICT を活用したスマート捕獲、捕獲やジビエ処理加工施設の人材育成、ジビエ利用拡大に向けた地域の取組 など

・緊急捕獲活動支援事業【事業実施主体：地域協議会、市町村】

捕獲活動経費の直接支援【交付率：獣種や食肉利用の有無に応じた 1 頭当たりの上限単価以内で定額支援】

シカ成獣：食肉処理 9,000 円、焼却処分 8,000 円、左記以外 7,000 円

クマ成獣：8,000 円、その他獣類（アライグマ等）：1,000 円、鳥類：200 円

(単位：千円)

年度	整備事業(A)		推進事業(地域協議会)(B)		推進事業(道)(C)		緊急捕獲活動支援事業(D)		交付金額合計(A+B+C+D)
	実施主体数	交付金額	実施主体数	交付金額	実施主体数	交付金額	実施主体数	交付金額	
R1	8	108,768	105	134,680	1	18,309	138	511,351	773,108
R2	12	216,948	111	116,341	1	14,804	139	592,908	941,001
R3	16	110,751	124	171,406	1	17,396	142	729,588	1,029,141
R4	21	171,482	115	155,319	1	62,853	141	736,004	1,125,658
R4補正	20	347,676	-	-	-	-	-	-	347,676
R4繰越	10	99,745	-	-	-	-	-	-	99,745
R5計画	7	232,635	107	146,151	1	47,880	143	672,992	1,099,658

※R1～R4 は当初予算実績額、R4 繰越及び R5 計画は交付決定額

※R4 補正は R5 に繰越実施